

単体開示の簡素化に係る改正案

金融庁は、2014 年 1 月 14 日に、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表しました。本稿執筆時点においては、まだ改正案の段階ですので、確定されたわけではありません。ただ、開示実務に影響を与えるところですので、当該改正案の概要を簡単にご紹介したいと思います。

ここで、本改正案の適用時期についてですが、本改正案は 2014 年 3 月期決算からの適用が予定されています。

なお、単体開示の簡素化の対象となる会社は、連結財務諸表を作成している会社、かつ会計監査人設置会社であります。単体開示のみの会社については、簡素化の対象にはなっていません。

- ① 本表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）
→会社法の要求水準に合わせた新たな様式によることができます。
 - ② 附属明細表
→有形固定資産明細表、及び引当金明細表は、会社法の要求水準に合わせた新たな様式によることができます。有価証券明細表は、記載不要となります。
 - ③ 注記
→注記については、会社法の水準に合わせることや、連結開示を行っている場合の単体での注記免除、そもそもの注記項目の削除などの簡素化が図られています。本稿では、紙面の関係でその詳細は割愛させていただきます。
 - ④ 区分掲記における重要性基準の変更
→貸借対照表における、流動資産、固定資産、流動負債、固定負債のその他等が、従来の総資産または負債および純資産の 1%超から、5%超へと変更されています。また、損益計算書における販売費及び一般管理費の注記が、販売費及び一般管理費合計の 5%超から 10%超へと変更されています。
 - ⑤ その他
→「主な資産及び負債の内容」は、連結財務諸表を作成する場合には、その作成が要されなくなりました。
→「製造原価明細書」は、連結財務諸表上セグメント情報を注記している場合には、その作成が要されなくなりました。
→「経理の状況」の「財務諸表等」における、合併により消滅した会社の最終事業年度に係る財務諸表の記載について、当該情報は企業結合の注記において記載がなされるので、それ自体の記載は要されなくなりました。
-